

公 示 日 : 2023年4月26日 (水)

調達管理番号 : 23a00129

国 名 : ホンジュラス

担 当 部 署 : 地球環境部環境管理グループ第2チーム

調 達 件 名 : ホンジュラス国統合固形廃棄物管理のための自治体連携管理モデル確立プロジェクト詳細計画策定調査(廃棄物管理/環境社会配慮)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

### 1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 廃棄物管理/環境社会配慮

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2023年6月上旬から2023年7月下旬

(2) 業務人月 : 現地 0.8、国内 0.45、合計 1.25

(3) 業務日数 :	準備期間	現地業務期間	整理期間
	3日	24日	6日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1部

(3) 提 出 期 限 : 2023年5月15日(月) (12時まで)

(4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」の「別添資料11 業務実施契約(単独型)公示にか

かる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年5月24日（水）までに個別通知  
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	廃棄物管理／環境社会配慮
対象国及び類似地域	中南米地域及び全途上国
語学の種類	スペイン語及び英語（配点の割合は、 スペイン語：50%、英語：50%）

※スペイン語・英語の両言語の資格を有する場合、両方の証明書を添付のこと。

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ホンジュラスでは都市部を中心に、不適切な廃棄物管理による自然環境や公衆衛生への影響が深刻となっている。廃棄物管理は地方自治体の責任であるが、地方自治体においては、衛生的な最終処分場の整備や技能や知識を持った人材に限られており、その育成が課題となっている。298 の地方自治体の内、衛生的に管理された最終処分場で廃棄物を埋立管理している自治体は 15 に留まっており、残り 283 の地方自治体では、廃棄物はオープンダンプされているため、水質問題等の環境問題を引き起こしている。地方自治体の廃棄物管理を指導する立場にある SERNA（自然環境省）は技術指導能力を有しておらず、地方自治体の廃棄物管理課題に対して適切な支援がなされていない。このような状況の下、一部の地域では近隣の地方自治体が自治体連合を組成し、共同で廃棄物管理を行う事例が存在する。これに対し JICA は第三国専門家<sup>1</sup>（エルサルバドル、2013~2016、2016~2019）を派遣し、組織強化、住民啓発、衛生埋立技術、処理料金の設定手法といった廃棄物管理事業運営に必要な支援を行い、自治体連合における廃棄物管理を支援してきた。その結果、Sensenti 及び Mancurisj の 2 つの自治体連合においては課題別研修<sup>2</sup>の帰国研修員が中心となり、廃棄物管理が行われている。SERNA は、地方自治体間の協力による自治体連合をベースにした廃棄物管理手法をまとめ、他の地域でも地方自治体による廃棄物管理強化を目指していく意向であるが、自治体連合による廃棄物管理事業の運営モデル構築や普及方法の確立には至っていない。

本案件は、これまでの自治体連合での事業実績や教訓に着目し、組織制度、技術、財務制度、法制度や環境社会配慮面などの事例分析を行い、自治体連合での廃棄物管理の諸手続き等を整備し、廃棄物管理事業のモデル確立を目指す。ホンジュラス最大の淡水湖 Yojoa 湖周辺の自治体で構成される Amuprolago 自治体連合においては、現在、最終処分場の用地選定手続きに着手しているが、Yojoa 湖周辺の湿地帯はラムサール条約により保護区として認定されており、自然保護分野において国内の注目が非常に高く、Amuprolago 自治体連合をパイロットサイトとして廃棄物管理・処分場改善の事業モデルを構築し、全国展開可能な自治体連合の廃棄物管理事業のモデル構築を行う。また、ホンジュラス国内では、Sensenti、Mancurisj 自治体連合が既に先進的に廃棄物管理事業を進めており、組織制度や最終処分場管理技術、財務制度、条例整備などの経験を有しているた

---

<sup>1</sup>対象となる途上国が第三国（社会・経済条件が比較的近い国や、技術協力の対象国であった国）から技術移転を受ける制度。

<sup>2</sup> 日本の開発事業に関する知識や経験を活用して各種分野の研修を行う制度。

め、これらを先進事例として他の自治体連合と連携を強化する。さらに、2023年3月にG/A締結した無償資金協力「感染性廃棄物管理改善計画」においては、Sensenti、Mancurisj、Amuprolagoの自治体連合に感染性廃棄物滅菌機や最終処分場用重機が整備されることから、本案件においてはこれら機材の効果的な活用や運営体制の強化も活動に取り入れ、一般廃棄物ならびにコロナ禍で課題となった感染性廃棄物に関しても事業運営モデルを構築し、全国の自治体へ普及する。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

また環境社会配慮の観点から必要な調査を行い、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月）（以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」という）に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2022年9月）」（貸与資料）に基づくこととする。相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。

- (1) 国内準備期間（2023年6月上旬～2023年6月中旬）
  - ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、ホンジュラス側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文もしくは西文）を作成する。
  - ② プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案の担当分野に係る部分を検討する。
  - ③ 「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2022年9月）」（貸与資料）の記入項目および上記1）を踏まえて、調査方針を検討する。
  - ④ 環境社会配慮に係る調査計画、方針、面談先等を検討し、調査日程（案）を作成する。
  - ⑤ 対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間（2023年6月中旬～2023年7月上旬）
  - ① JICA ホンジュラス事務所等との打合せに参加する。
  - ② ホンジュラス側関係機関との協議及び現地調査に参加する。

- ③ 廃棄物管理分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
- ア) 関連各組織の現状を分析する。
    - (a) SERNA（自然環境省）の廃棄物担当部局の組織能力に関する情報（所掌業務、部署別人数、予算、各人の教育のバックグラウンド、業務経験、事業内容）
    - (b) AMOHN（首長連合）の組織体制及び能力（所掌業務、部署別人数、予算、各人の教育のバックグラウンド、業務経験、事業内容）
    - (c) 廃棄物管理事業を行っている自治体連合の組織体制及び能力（所掌業務、部署別人数、予算、各人の教育のバックグラウンド、業務経験、事業内容）
    - (d) 地方自治に関連する中央省庁および県の組織の組織体制（所掌業務、部署別人数、予算、各人の教育のバックグラウンド、業務経験、事業内容）
  - イ) ホンジュラスにおける廃棄物管理および自治体連合の運営にかかる政策及び法令等を分析する。
  - ウ) 自治体連合の廃棄物管理事業に関する課題の把握及び、成功事例や教訓の抽出を行う。
  - エ) 現地再委託を請け負う可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。
  - オ) 他の援助機関における廃棄物管理分野での支援状況および連携可能性を整理する。
- ④ 廃棄物管理分野の事業強化案を提案する。具体的には以下のとおり。
- ア) 自治体連合の廃棄物管理事業について、JICAの調査団員とも協議し、総合的な廃棄物管理を行う視点から、実施機関の能力に配慮した案を検討する。
  - イ) 想定する各活動の実施に必要な先方の実施体制（関連する組織、分野別能力・人数）の案を提案する。
- ⑤ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、ホンジュラス側からの意見について、総合的な廃棄物管理観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
- ⑥ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。
- ⑦ 現地での現状把握及び収集した資料・情報をもとに、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づく以下の項目にかかる調査および検討を行う。本調査の対象である技術協力プロジェクトは要請書等の内容から JICA 環境社会配慮カテゴリ B と分類されている。環境社会配慮に係る情報・

資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

- ア) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済 社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)
  - イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
    - (a) 環境社会配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
    - (b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
    - (c) 関係機関の役割
  - ウ) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法 について決定すること)の実施
  - エ) 影響の予測
  - オ) 影響の評価及び代替案の比較検討
  - カ) 緩和策(回避・最小化・軽減・緩和・代償)の検討
  - キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
  - ク) 予算、財源、実施体制の明確化
  - ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。)
  - コ) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO<sub>2</sub> 換算トン以上の場合 供用段階における排出量推計
- ⑧ 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮の TOR 案の作成。
- ⑨ 実施機関における職員のジェンダーバランスやジェンダーの視点に立った取り組み導入の可能性の検討を行う。
- ⑩ 開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本事業がホンジュラス国の「自国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contributions)と整合していることを確認の上、気候変動対策に資する活動の検討。
- ⑪ 「気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT : 緩和策 Mitigation) ([https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html)) を参考に、プロジェクト実施による温室効果ガス (GHG)削減量を推計する。

⑫ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ホンジュラス事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2023年7月中旬～2023年7月下旬)

- ① 事業事前評価表 (案) 作成に協力する。
- ② 担当分野に係る PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussions) 案 (英文もしくは西文) の作成に協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、廃棄物管理分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 廃棄物管理分野に係る本プロジェクトへの助言 (実施手法、規模、留意点)
- ⑤ 情報公開用の環境社会配慮結果 (英文) を作成する。
- ⑥ 担当分野に係る詳細計画調査報告書 (案) を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書

2023年7月31日 (月) までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) および環境社会配慮調査結果案 (英文) を添付し、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022年4月-2023年4月追記版)」 (以下同じ) の「Ⅸ. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。航空経路は、日本⇄米国 (マイアミもしくはヒューストン) ⇄テグシガルパを標準とします。

- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。
- (3) その他留意事項  
ホンジュラス国内における宿泊については、JICA の安全対策措置の関係から、現地での宿泊施設が限定され、当該施設の宿泊料が著しく高く、所定の宿泊料では滞在が困難である場合には当該宿泊料を超えて実費相当額を請求できるものとし、見積積算上の宿泊料は、指定上限額を用いてください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の遞減は適用しません。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程  
現地業務期間は 2023 年 6 月 17 日～7 月 10 日を予定しています。新型コロナウイルス感染防止のための現地隔離期間はありません。JICA の調査団員は本業務従事者より 1～2 週間遅れて現地調査を開始するため、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。
  - ② 現地での業務体制  
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
    - ア) 総括 (JICA)
    - イ) 協力企画 (JICA)
    - ウ) 廃棄物管理/環境社会配慮 (本コンサルタント)
    - エ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)
  - ③ 便宜供与内容  
JICA ホンジュラス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
    - ア) 空港送迎：あり
    - イ) 宿舎手配：あり
    - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
    - エ) 通訳備上：本業務従事者が単独で現地調査を行う期間は英語⇄スペイン語通訳を備上します。JICA 調査団が現地調査を行う期間は、日本語⇄スペイン語通訳を備上します。質問票 (案) 及び R/D (案) を英文で作成する場合は西語への翻訳を JICA 側で担当します。
    - オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。
    - カ) 執務スペースの提供：なし



## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部・環境管理グループ第二チームから配付しますので、gegem@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
  - ・ホンジュラス国感染性廃棄物管理改善計画準備調査 協力準備調査報告書（先行公開版）
- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・ホンジュラス共和国 地方開発のための自治体能力強化プロジェクト (FOCAL2) 中間レビュー調査報告書 (2014年)  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000017745>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
  - イ) 提供依頼メール
    - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
    - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ホンジュラス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください

い。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上